

# 都市計画制度における地方分権改革

- 都市計画の決定に関する事務を「機関委任事務」から「自治事務」へ（第一次分権改革）
- 都道府県・市町村の都市計画の決定に対する国・都道府県の「認可」が「協議」・「同意」へ（第一次分権改革）
- 指定都市に都道府県並みの権限を移譲（第一次及び第二次分権改革）
- 広域にわたるものを除き、市町村に都道府県の権限の多くを移譲（第一次及び第二次分権改革）

	第一次分権改革前	第一次分権改革 (平成12年)	第二次分権改革 (現在)
<b>国</b>	・都道府県の都市計画の認可	・都道府県の都市計画の協議・同意	・都道府県の都市計画の協議・同意
<b>都道府県</b>	・市町村の都市計画の認可	・市町村の都市計画の協議・同意	・市町村の都市計画の協議・同意
	・都市計画区域指定	・都市計画区域指定	・都市計画区域指定
	・マスタープラン	・マスタープラン	・マスタープラン
	・区域区分	・区域区分	・区域区分
<b>都道府県</b>	・用途地域 三大都市圏・県庁所在市・25万人以上の市等の用途地域	・用途地域 三大都市圏の用途地域	指定都市に移譲
	・都市施設 (例)4ha以上の公園	・都市施設 (例)10ha以上の公園	
	・市街地開発事業 (例)20ha超の土地区画整理事業	・市街地開発事業 (例)50ha超の土地区画整理事業	
<b>市町村</b>	・用途地域 三大都市圏・県庁所在市・25万人以上の市等以外の用途地域	・用途地域 三大都市圏以外の用途地域	・全ての用途地域
	・都市施設 (例)4ha未満の公園	・都市施設 (例)10ha未満の公園	・都市施設 (例)国・都道府県が設置する10ha以上のものを除く全ての公園
	・市街地開発事業 (例)20ha以下の土地区画整理事業	・市街地開発事業 (例)50ha以下の土地区画整理事業	・市街地開発事業 (例)国・都道府県施行の50ha超のものを除く全ての土地区画整理事業